

I .EPA 原產地規則

I .EPA 原産地規則

1.概要

EPA 締約相手国から輸入される產品について、通常よりも低い関税率（EPA 税率）を適用するためには、当該產品が EPA 上の「原產品」であることが必要となります。これは、EPA と関係のない第三國の產品が、相手国を単に経由して輸入される場合に EPA 税率が適用されることを防ぐ等の目的があり、相手国から輸入される全ての產品ではなく EPA 上の「原產品」と認められる產品に限り EPA 税率の適用が認められているためです。

例えば、「豪州から輸入される瓶詰ワイン」と一口に言っても以下のよう 3 つのケースが考えられます、日豪 EPA においては、①のように、原材料のぶどうから豪州で生産しているケースのみが、日豪 EPA 上の豪州の原產品として認められます。どのような材料を用い、どのような製造工程を経た產品であれば、EPA 上の原產品であると認めるかの基準を「原産地基準」といいます。

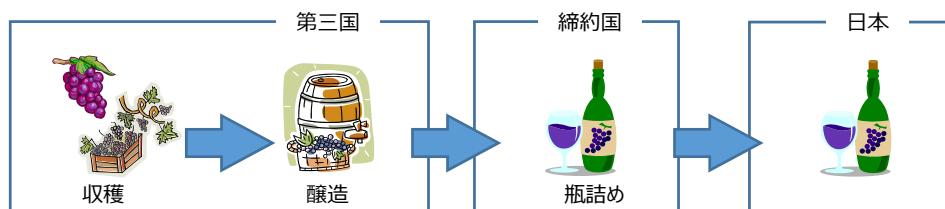
ケース①



ケース②



ケース③



また、輸入国税関において、その產品が EPA 上の原產品であることを確認する必要があります。原產品であることを輸入国税関において確認できるよう証明又は申告する制度や輸入国税関が事後的に確認する手続等を「原産地手続」といいます。そのほか、運送途上において原產品としての資格を失っていないか否かを定める積送基準もあります。

2.原産地基準について

個別の原産地基準は、相手国との交渉により決まるところから協定毎に異なる部分もありますが、EPAにおける原産地基準の基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 完全生産品

野菜、果実、家畜、鉱物のように、相手国で生産がすべて完結するような商品の場合には原産品となります。これを「完全生産品」といいます。

完全生産品の例

- 生きている動物であって、締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（例：締約国で生まれ、育った牛）
- 締約国で生きている動物から得られる商品（例：締約国で得られた牛乳）
- 締約国で収穫等された植物（例：締約国で収穫された小麦）
- 締約国で採掘された鉱物資源（例：締約国で採掘された鉄鉱石）
- 完全生産品のみから生産された商品（例：締約国で生まれ、育った牛の牛肉）

(2) 原産材料のみから生産された商品

原産品である材料（「原産材料」）のみから生産された商品についても、原産品とされます。例えば、第三国（オリーブ）（第 7 類）から、締約国（オリーブオイル）（第 15 類）を生産、さらにそのオリーブオイルでオリーブ石鹼（第 34 類）を生産する場合、材料を遡っていくと第三国（オリーブ）が使用されていますが、オリーブからオリーブオイルへの生産によって、後述する実質的変更基準を満たしている場合には、オリーブオイルは相手方（締約国）の原産材料と認められます。したがって、オリーブ石鹼は原産材料のみから生産された商品となり、協定上の原産品となります。



※本事例においては、第 15 類の商品が満たすべき品目別規則が「類変更」であると仮定します。

(3) 実質的変更基準を満たす產品

原產品ではない材料（「非原產材料」）を直接使用して產品を生産する場合、產品が元の材料から大きく変化している場合には協定上の原產品と認められます。この大きな変化を「実質的変更」といい、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」といいます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別規則」としてまとめられ、協定の附屬書等に記載されています。

実質的変更基準は、品目毎に以下のいずれかの考え方を、あるいは、それらを組み合わせて、定められています。

① 関税分類変更基準

非原產材料の関税分類番号と、その材料から相手国で生産された產品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方を「関税分類変更基準」といいます。

② 付加価値基準

相手国での生産により金銭的な価値が付加され、この付加された価値が基準値以上（例えば、付加価値 40%以上など）の場合に、実質的変更が行われたとする考え方を「付加価値基準」といいます。

③ 加工工程基準

非原產材料を使用した最終產品について、相手国で、ある特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製など）が施されれば実質的変更が行われたとする考え方を「加工工程基準」といいます。

(4) 原產品と認められる範囲を広げる規定

原產品とは、基本的には上記（1）から（3）のいずれかに該当する產品ですが、EPA には原產品と認められる範囲を広げるための以下の規定があります。

① 累積

產品の生産にあたり使用した相手国の原產品や生産行為を自国の原產材料や生産行為とみなすことができる規定を「累積」といいます。累積により、原產性の判断に算入できる材料が増えることとなり、原產品と認められる範囲が広がります。

② 僅少の非原產材料 / 許容限度

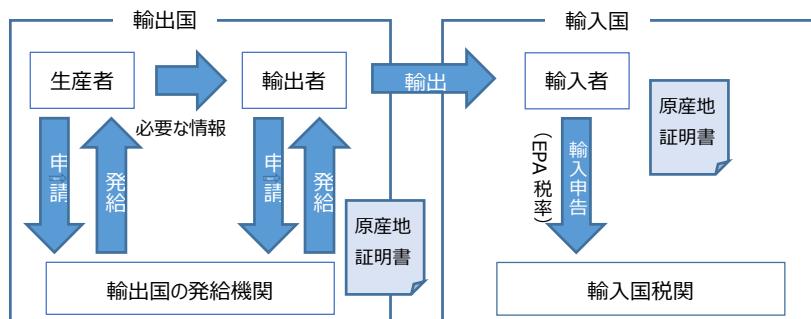
非原產材料が関税分類変更基準や加工工程基準を満たさない場合であっても、その使用量が僅かである場合には、生産された產品を原產品として認められる規定のことを「僅少の非原產材料」又は「許容限度」といいます。この規定の対象品目やどの程度まで認められるかは、EPA 每、品目毎に異なっています。

3.原産地手続について

輸入される产品が原産地基準を満たす原产品であることを税関に証明する方法として、我が国では、第三者証明制度、自己申告制度、認定輸出者自己証明制度があり、どの証明方法が利用できるかは、協定毎に異なります。各制度の概要は以下のとおりです。

(1) 第三者証明制度

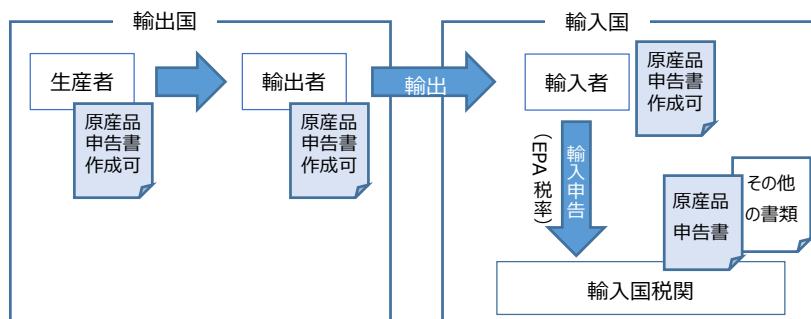
輸出者や生産者が輸出国発給当局（あるいはその指定機関）に申請し、原産地証明書を取得、それを輸入者に送付し、輸入者が輸入国税関にその原産地証明書を提出することで、原产品であることを証明する制度です。我が国では、TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA を除く各 EPA で採用されています。



(2) 自己申告制度

貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、当該貨物が協定上の原产品である旨を明記した書面（以下、「原产品申告書」という。）を作成し、輸入者が輸入国税関にその原产品申告書を提出することにより、原产品であることを申告する制度です。日豪 EPA、TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA において採用されています。

なお、自己申告制度の下における日本での輸入申告時には原产品申告書のほか、原产品であることを明らかにする書類の提出も原則として必要となります。また相手国においても、必要に応じ原产品申告書以外の書類の提出を求められることがあります。



（3）認定輸出者自己証明制度

輸出国の権限のある当局から認定を受けた輸出者自らが、当該貨物が協定上の原産品である旨を明記した申告文（認定番号を含む）を商業上の文書に作成し、輸入者が輸入国税関にその商業上の文書を提出することで、原産品であることを証明する制度です。メキシコ、イスラ、ペルーとの各 EPA において採用されています。

4. 積送基準について

輸入する產品が、相手国において原産地基準を満たして原産品と認められた場合でも、その運送途上において原産品としての資格を失った場合には、EPA 税率の適用は受けられません。この運送途上で原産性を保持しているか否かを判断する基準を「積送基準」といいます。

この点、原産品と認められた貨物は相手国から直接運送されることが基本となります。積替え又は一時蔵置のために第三国を経由する場合においても、第三国で新たな加工等の作業がなされていない場合には、積送基準を満たすことがあります。また、第三国経由の貨物の場合には、原則として、通し船荷証券の写しや第三国での税関当局が発給した証明書等の提出が必要となります。

5. 事後確認について

EPA 税率を適用し輸入許可された產品について、輸入国税関が、その原産性等について確認を行うことを事後確認といいます。確認手続等の詳細は、協定毎に異なりますが、①輸入者への情報提供要請、②輸出締約国発給当局又は税関当局への情報提供要請、③輸出者又は生産者への情報提供要請、④輸出者又は生産者への確認のための訪問、という 4 つの類型があります。

なお、輸入国税関からの事後確認に対応しなかった場合や、事後確認の結果、原産性を有していないことが判明した場合等には、当該產品への EPA 税率の適用が否認されることがあります。